時事新報は一年三百六十五日一日も休刊なし

時事新報

第二千二百九十二號
明治廿二年五月十七日　金曜日
舊暦巳丑四月十八日（癸、巳）
日出午前四時三十六分　入午後六時三十九分
月出午後九時零一分　入午前六時零八分
滿潮午前六時二十四分　午後六時四十六分
（西暦一千八百八十九年）

時事新報

板垣伯と相原氏

時事新報の讀者は去る十三日の紙上に記したる相原尚褧氏が板垣伯に面會したる一節の雜報を讀まれたることならん回顧すれば相原氏が板垣伯を「將來の賊」と認め岐阜懇親會の壇上に於て刄傷に及びたるは明治十五年の春にして今を距ること八年の昔なり伯の負傷は幸ひ淺手にして其後、間もなく快復し今日に至りても精神氣力依然として嘗に異ならず氏も亦其の罪にて禁錮の刑に處せられたれども豫て伯より寛典の趣もありたる上に圖らざる特典に逢ふて端なく再び自由の身となり八年前に國賊と認めたる其人に面會し恩を謝するに至りたる事の次第は實に當世の一美談として只管感嘆するの外なる可らず抑も伯が一身の故を以て其罪を恩まざるのみか一度ならず二度までも其當の敵たる罪人の恩赦を哀願に及びたる度量は政治社會の大人たる伯に在ては去ることながら、氏が八年の禁錮中みづから其思違ひを悟り獄を出るに及んでは伯に面會を乞ふて過を悔ゐ恩を謝したる其心事も亦憐むに堪へたりと云ふ可し然りと雖も若し氏にして事を行ふの前に當り聊か思慮を運らし伯に面會して先づ其所思を窺ふの覺悟ありしならば當時必ず自から悟りて決して今日の悔もあらざるべく且つ又伯の瘡も輕傷にして遂に全癒なしたればこそ幸ひなれ若しも然らずして其刀下に命を失ふこともあらば氏も亦刑死せられて相共に恨を地下に呑みたりし事ならんに其然らずして今日あるは實に意外の天幸にして雙方の爲めに賀せざるを得ず左れば人間社會の不幸は相知らざるより大なるはなし相知らざるは相害するの起因なりと云ふも不可なきが如し我國にては維新の前後より政治上の暗殺、踵を接し知名の士にして之が爲め不慮の災に罹りたるもの其數僅少ならず而して其起因を尋るに異實雙方相容るゝ能はざるの怨よりするには非ずして大概皆相知らざるの間違に生ずるものなれば若しも其人々を地下に起して面會せしむる事を得ば共に釋然容解すること相原氏出獄の後の如くなる可きや疑を容れず今や日本の政治社會は一方に於ては政黨と云ひ政派と云ひ競爭軋轢、やうやく將に激烈ならんとするに他の一方には封建殺伐の遺習未だ止む能はずして動もすれば事の判斷を理論外に求めんとするの風なきにあらず今後その勢をしてます〳〵切迫して互に相衝突する事もあらしめなば禍の慘酷なる豫め計る可らざるものある可し我輩は世の輕躁と思慮に乏しき壯年輩が能く今度の事を手本として深く自ら戒むる所あらん事を勸告するものなり

不德の男子を如何せん

一個人の私行は法律を以て撿束するの限りにあらずと雖も之が爲めに社會の風俗を亂るの虞あるものは法律の力を以て之を制すること實に已むを得ざるものにして彼の無恥の婦女子が密に醜業を營むを禁ずるも即ち之が爲めなるべし我輩の敢て異存なき所なれども凡そ弊害を防ぐの法は徒らに其末を治めず先づ其本を改むること肝要にして彼の隱密なる醜業の如きも單にその婦女子を罰したるのみにては未だ其法を盡したりと云ふ可らず如何となれば斯る醜業者の社會に現出するは畢竟これを誘引する不德男子の在るが爲めなればなり聞く所に據れば其筋にても醜業の取締に付ては用心等閑ならず種々の方便を用ひて摘隱發微の實效を奏し哀れなる婦女子輩の罪せらるゝもの少なからざる由なれども現行法にては其罰獨り婦女子にのみ止まり同犯(寧ろ原犯)なる不德男子に及ばざるが故に罪人の多き割合に其害源を塞ぐの效は甚だ薄しと云ふ左れば道理一片の眼を以て見れば斯る不德不倫の男子は用捨なく同罪者として差支なかるべき筈なれども又一方より觀察すれば社會の關係は種々入込みたるものにして一片の理屈を以て貫く可きにあらず若しも斯る所業を以て雙方の罪となし之を罰して毫も假さゞるときは罪人は日に益す〳〵多くして意外の結果なしとも云ひ難し社會の事情に於て許さゞる所なれば此一點に於ては多少の斟酌なきを得ずして一般普通の法律にのみ依頼すること能はざる事もあらん歟、果して然らば夫は夫として更に男子の一方に對し裡面より之を撿束するの法を設くること肝要なる可し即ち政府にては官吏服務規律中に云々の條を加へ又諸會社組合等に於ても其規約中社員雇人に關する項中更に一箇條を追加し若しも不行跡を爲したる場合には假令へ一般の法律上には其罪を問はざるも勤務服役の規律に於て其罰を免るゝこと能はざる事となさば如何、今の社會の風習として金錢上の關係は人々これを喋々して毫も假借する所なけれども婦女に關する醜行に至ては之を咎むるものなきのみならず公然人の前に語りて却て得色あるものすらなきにあらず世の弊源は實に茲に存在することなれば我輩は社會矯風の爲めに獨り無恥なる婦女子を罰するに止まらず更に進んで不德なる男子の放縱を撿束するの必要を信ずるものなり

官報

○宮内省達第六號

圖書寮附屬博物館ヲ廢シ更ニ帝國博物館帝國京都博物館帝國奈良博物館ヲ置キ左ノ如ク官制ヲ定ム

帝國博物館

總長	一人	勅任一等又ハ二等
		帝國博物館一切ノ事務ヲ管理シ兼テ帝國京都博物館帝國奈良博物館ノ事務ヲ統理ス
主事	一人	自奏任一等至奏任六等
書記		自判任一等至判任十等
理事	四人	自奏任一等至奏任四等
技手		自判任一等至判任十等

帝國京都博物館

館長	一人	自奏任一等至奏任四等
書記		自判任一等至判任十等
理事	四人	自奏任三等至奏任六等
技手		自判任一等至判任十等

帝國奈良博物館

館長	一人	自奏任一等至奏任四等
書記		自判任一等至判任十等
理事	三人	自奏任三等至奏任六等
技手		自判任一等至判任十等

明治廿二年五月十六日　宮内大臣子爵土方久元

奉勅

○宮内省達第七號

帝國博物館帝國京都博物館帝國奈良博物館官吏ノ外評議員學藝委員ヲ設ケ其待遇人員ヲ左ノ如ク相定ム

帝國博物館

評議員	六人以内	勅任又ハ奏任ノ待遇トス
學藝委員	四人	奏任ノ待遇トス

帝國京都博物館

評議員	二人	勅任又ハ奏任ノ待遇トス

帝國奈良博物館

評議員	二人	勅任又ハ奏任ノ待遇トス

明治廿二年五月十六日　宮内大臣子爵土方久元

奉勅

○宮内省達第八號

華族 麝香間祗候及學齡者ヲ除ク

自今内國旅行及寄留ハ願ニ及ハス出發歸着ノ都度爵位局長官ヘ屆出ヘシ

明治廿二年五月十六日　宮内大臣子爵土方久元

○大藏省告示第四十二號

二十年度備荒儲蓄金收支精算報告別冊ノ通リ（別冊略ス）

明治廿二年五月十六日　大藏大臣伯爵松方正義

○辭令

宮崎縣宮崎北那珂郡長　川越進

郡役所備置ノ印紙類ニ過不足ヲ生シタル段不都合ニ付譴責ス（五月十四日内閣）

雜報

○地所賣戻指令踐行の訴訟　と題して去る十五日の本紙上に掲げたる一項に付左の通り申來りたれば掲げて前報を是正す

時事新報第二千二百九十號雜報欄内「地所賣戻指令踐行の訴訟」と題する項中起訴の實否と金庫局に關する記事とは當省の知らざる所なるも行文中不用に屬せし年月日と指令をなしたる事と一萬圓を初納金と名付くる事とは事實相違に付明後十七日發兌の新報紙上に於て取消有之度候也

明治廿二年五月十五日　海軍大臣官房

又同項に就き木村氏代理吉田氏より爲換證に金庫局の證明云々とあるは誤りにて現金を持參したるものなりと申來りたれば併せて之を是正す

○鍋釜の商況　と題して去る十三日の本紙上に記したる一項に付左の通り申來りたれば掲げて正誤す

去る十三日の貴社新報鍋釜の商況と題する項中事實相違の廉あり即ち第一、去る三四月頃より鍋釜は一般に賣行渉々しからず本月に入り一割方の下落を顯し云々と有之候得共鍋釜の商況は依然として變更なく目下居据りの相場あり第二、同店(深川大嶋町釜屋七右衞門)は昨年以來日本橋區小網町三丁目なる支店釜屋淺右衞門と財産上の紛爭より遂に分離する事となり目下製造所を二箇所に設け互に競爭の姿なれば是迄の如く云々と有之候元來鍋釜店は小網町の釜屋淺右衞門が本店にて深川大嶋町の釜屋七右衞門は支店なり尤も昨年來財産上の紛紜より法廷に爭ひたる事ありしが本年三月示談となり深川の製造所は釜淺の所有に歸し山淺鑄物所と改稱し釜七の財産分配は品物にて爲したり又釜七は八丁堀に商店を開き大嶋町に製造所を設けたるが釜淺には二百有餘人釜七には十餘人の職工を使役せり又相場は七石二斗入一個六十二圓五石九斗入一個四十五圓四石九斗入一個三十五圓なり以上聊相違無之に付全文を掲げて御正誤被成下度此段申入候也

日本橋區小網町　釜屋淺右衞門

○鬼頭副領事の任所　今度副領事に任ぜられたる農商務省參事官鬼頭悌次郎氏は米國紐育在勤の命を受く

ることならんと
○天津に軍艦派
に遣りて故障用
○大坂米商の紛
は問屋業八十戸
人二千五百戸内
積來る米穀を
して商業する
内外國產の米雜
又は農民より買
に賣買し需用者
合仲間及大坂商
約を編成し大坂
に問屋業に於て
て問屋の手を經
れては我々の營
屋の手を經ずし
すとし米穀商よ
て苦情を申立て
問屋業に於てみ
の規約に修正を
ひ居るも米穀商
し認可出願せし
る爲め規約に署
る者にして且米
白米二千五百石す
て差支なく供給
屋業より三分其
民等より直接に
る者なり去れば
する事とせば大
ならず去る明治
坂に入津する米
の需用米に乏し
庫に米穀の蓄
却せざるより米
需用米の不足を
し警署に迫り
の上府縣に出願
臨時拂下を爲
屋業廢り米穀の
撤を見るなら
を請求し居り
り成立つ組合
なりと
○捕鯨業者の
たる肥前土佐
に集め今後捕
事に付種々の
鯨業の實況を
○香港商況
漆槲產少しく
氣配相場とも
とも樟腦は現
下可なりの景